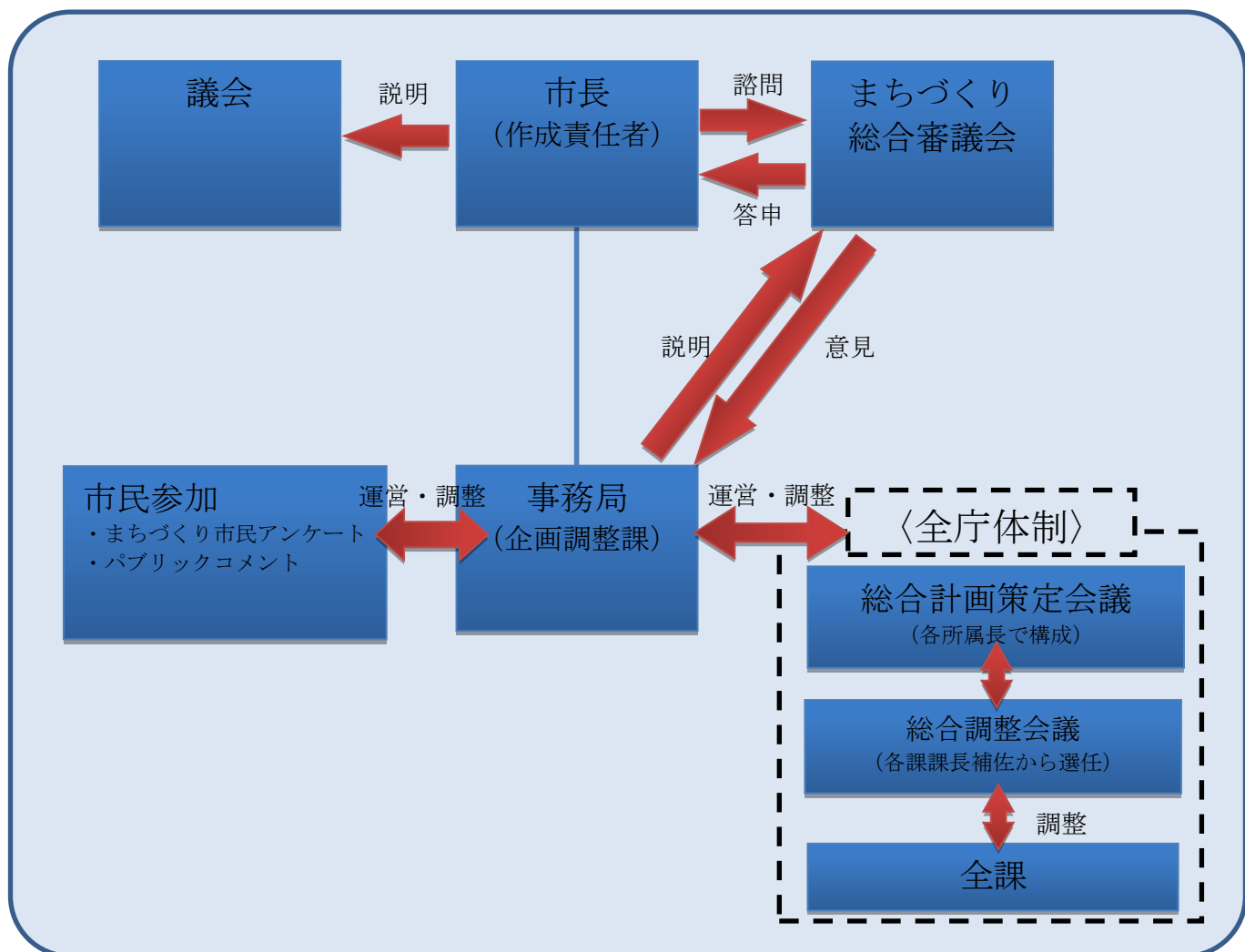


# 参 考 资 料

## 1 第5次見附市総合計画後期基本計画 策定体制



### 策定体制の説明

- まちづくり総合審議会（「見附市総合計画審議会条例」に基づく審議会）
  - ・産業、金融、教育などの関係機関の有識者や市民15名の委員で構成。総合計画の内容について審議し、意見を述べる機関。
- 総合計画策定会議
  - ・副市長を議長、教育長を副議長とし、全所属長を委員として構成する会議。庁内の内部決定を行う機関。
- 総合調整会議
  - ・関係各課から選任した課長補佐により構成する会議。各事業の担当職員レベルからより俯瞰した視点まで、計画内容の確認、調整を行う機関。

## 2 見附市総合計画審議会条例

### 見附市総合計画審議会条例

平成 17 年 3 月 23 日

見附市条例第 2 号

(設置)

**第 1 条** 見附市における総合的かつ計画的な行政運営を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、見附市総合計画審議会（以下（審議会）という。）を置く。

(所掌事務)

**第 2 条** 審議会は、市長の諮問に応じ、見附市総合計画に関する事項を審議し、市長に答申する。

(組織)

**第 3 条** 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係諸団体の職員又は構成員
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 市民の代表

(任期)

**第 4 条** 委員の任期は、諮問に基づく事項についての調査及び審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

**第 5 条** 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が任命する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 6 条** 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

**第 7 条** 審議会に必要に応じて若干名の幹事を置くことができる。

2 幹事は、行政職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会議での円滑な運営管理を図るため、審議会において意見を述べることができる。

(庶務)

**第 8 条** 審議会の庶務は、企画調整課において処理する。

(委任)

**第 9 条** この条例で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

### 3 まちづくり総合審議会 委員名簿

会長：渡邊 誠介

副会長：坂田 政元

番号	選出区分	氏名	所属
1	有識者	渡 邊 誠 介	長岡造形大学教授
2	関係諸団体	坂 田 政 元	見附商工会副会長
3	関係諸団体	三 藤 良 行	見附不動産協会会長
4	関係諸団体	今 井 一 博	見附市広域協定運営委員会会長
5	関係諸団体	山 谷 春 喜	見附市南蒲原郡医師会会長
6	関係諸団体	徳 橋 功	見附市社会福祉協議会 理事・事務局長
7	行政機関	宇 佐 美 保	長岡地域振興局企画振興部地域振興課長
8	行政機関	八 子 円	長岡地域振興局健康福祉環境部地域保健課長
9	有識者	五 井 俊 一	第四北越銀行見附支店長
10	市民代表	藤 嶋 弘 美	葛巻地区まちづくり協議会副会長
11	市民代表	佐 藤 美千代	西中学校 後援会理事
12	市民代表	三 本 由美子	見附市保健推進協議会会長
13	市民代表	木 原 由美子	ナチュラルガーデンクラブ リーダー
14	市民代表	橋 本 卓 憲	見附青年会議所 理事長
15	有識者	渡 辺 美 絵	市議会議員

#### 幹事

1	幹 事	金 井 薫 平	副市長
2	幹 事	田 伏 真	企画調整課 課長

## 4 「地方創生」に関する市・国・県の最近の動き

見附市の動き	国・新潟県の動き
<p><u>「世界が注目する美しく自律するまちへ—50年後の見附市ランドデザインの提案—」</u> 平成 18 年 3 月策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少時代の縮合政策（シュリンキングポリシー）、お金がかからないまち、時間にゆとりがあるまち、空間にゆとりのあるまち、こころにゆとりのあるまちなど、見附市が目指す将来像を示したものの。</li> </ul> <p><u>「第4次見附市総合計画」</u> 平成 18 年 3 月策定（計画期間 H18～H27）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティ組織の再編開始</li> </ul> <p><u>国の総合特別区域として認定</u> 平成 24 年 3 月 9 日認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健幸長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区</li> </ul> <p><u>国の「地域活性化モデルケース」に選定</u> 平成 26 年 5 月選定（計画期間 H26～H30）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・超高齢・人口減社会を克服するスマートウェルネス都市</li> </ul> <p><u>「地域再生計画」が国から認定</u> 平成 27 年 1 月認定（計画期間 H27～H32）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市部と村部が持続できる健幸都市の地域再生計画</li> </ul>	<p><u>(国)「経済財政運営と改革の基本方針 2014 ～デフレから好循環拡大へ～」</u> 平成 26 年 6 月策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の活力維持、東京一極集中抑制、少子化・人口減少克服を目指し、総合的に政策を推進。このための司令塔となる本部を設置。</li> </ul> <p><u>(国)「まち・ひと・しごと創生本部」</u> 平成 26 年 9 月設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口急減・超高齢化の課題に政府一体となって取り組むために本部を設置。</li> </ul> <p><u>(国)「まち・ひと・しごと創生法」</u> 平成 26 年 11 月制定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化、人口減少などの課題に対応し、活力ある日本社会の維持のためにまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的・計画的に実施。</li> <li>・国が長期ビジョンと総合戦略を策定することを規定。自治体に対しても人口ビジョン、地方版総合戦略策定の努力義務を規定。</li> </ul> <p><u>(国)「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」</u> 平成 26 年 12 月策定（計画期間 H27～R1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の人口見通しなどを展望する長期ビジョンとそれに基づいて人口減少に戦略的に対応するための取り組みを整理・記述した総合戦略を策定。</li> </ul>

見附市の動き	国・新潟県の動き
<p><u>「見附市人口ビジョン」、「見附市総合戦略」</u> 平成 27 年 9 月策定（計画期間 H27～R2）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の見附市の人口見通しなどの展望を示す人口ビジョンと、それに基づいて戦略的に施策を展開するための総合戦略を策定。</li> </ul> <p><u>「第 5 次総合計画（前期基本計画）」</u> 平成 28 年 3 月策定（計画期間 H28～R2）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の見附市の人口見通しなどの展望を示す人口ビジョンと、それに基づいて戦略的に施策を展開するための総合戦略を策定。</li> </ul> <p>都市の将来像に『スマートウェルネスみつけ』を掲げる。</p> <p><u>SDGs 未来都市「自治体 SDGs モデル事業」に選定</u> 令和元年 7 月策定（計画期間 R1～R3）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「歩いて暮せるまちづくり」ウォークアブルシティの深化と定着</li> </ul> <p><u>「見附市立地適正化計画」</u> 令和 2 年 3 月策定（計画期間 R2～R22）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健幸都市の実現に向けた都市構造の明確化、施策の具体化を定める計画として策定。</li> </ul>	<p><u>（国）「国土形成計画（全国計画）」</u> 平成 27 年 8 月策定（計画期間 H27～R7）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急激な人口減少、巨大災害の切迫等、国土に係る状況の大きな変化に対応した、概ね 10 年間の国土づくりの方向性を定めたもの。</li> </ul> <p><u>（県）「新潟県人口ビジョン」、「新潟県創生総合戦略」</u> 平成 27 年 10 月策定（計画期間 H27～R1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来に希望の持てる魅力ある新潟県の実現～住んでみたい新潟、行ってみたい新潟～</li> </ul> <p><u>（県）「にいがた未来創造プラン」</u> 平成 30 年 1 月策定（計画期間 H29～R6）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・命と暮らしが守られ、一人一人が未来への希望を持って自らの幸福を 実現できる新潟県を創る。</li> </ul> <p><u>（県）「新潟県総合計画」</u> 平成 31 年 3 月策定（計画期間 H30～R6）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「住んでよし、訪れてよしの新潟県」 ※地方版総合戦略としても位置付け</li> </ul> <p><u>（国）「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（改訂）」</u> <u>第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」</u> 令和元年 12 月策定（計画期間 R2～R6）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H27 策定のビジョン及び計画の評価検証を踏まえ、更なる地方創生の加速に向けビジョン改訂と第 2 期総合戦略を策定。</li> </ul> <p><u>（国）「地方創生有識者懇談会」の実施</u> 令和 2 年 10 月～11 月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症による継続的な対応が必要とされる見通しの下での、地方創生への影響と今後の取組の方向性を検討。</li> </ul> <p><u>（国）第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020 改訂版）</u> 令和 2 年 12 月策定（計画期間 R2～R6）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症による地域経済、社会への影響および、国民の意識、行動変容など、「新たな日常」に対応した地方創生の取り組みを総合戦略に位置付けし改訂。</li> </ul>

## 5 第5次見附市総合計画後期基本計画策定の経過

	議会・市民	まちづくり総合審議会	策定会議・総合調整会議
令和2年 7月		<u>第1回審議会（7/17）</u> ・策定方針について	<u>第1回策定会議（7/13）</u> ・策定方針、体制の確認
8月			各課において「前期基本計画」、「第1期総合戦略」の評価検証作業
9月	<u>まちづくり市民アンケート（9/4～9/23）</u>	<u>第2回審議会（9/28）</u> ・「前期基本計画」、「第1期総合戦略」の評価検証について ・人口ビジョンの見直しについて	<u>第2回策定会議（9/18）</u> ・「前期基本計画」、「第1期総合戦略」の評価検証について ・人口ビジョンの見直しについて <u>第1回総合調整会議（9/24）</u> ・これまでの議論の経過説明 ・施策体系作成の作業依頼（～10/9）
10月			<u>第3回策定会議（10/29）</u> ・第5次見附市総合計画後期基本計画の施策体系について
11月		<u>第3回審議会（11/9）</u> ・まちづくり市民アンケート結果（速報版）の報告 ・第5次見附市総合計画後期基本計画の施策体系について	<u>第2回総合調整会議（11/16）</u> ・第5次見附市総合計画後期基本計画素案、第2期総合戦略 KPI 作成の作業依頼（～12/10）
12月			
令和3年 1月	<u>議員協議会説明（1/21）</u> ・第5次見附市総合計画後期基本計画の素案について <u>パブリックコメント（1/28～2/28）</u> ・第5次見附市総合計画後期基本計画の素案について	<u>第4回審議会（1/18）</u> ・第5次見附市総合計画後期基本計画の素案について	<u>第4回策定会議（1/12）</u> ・第5次見附市総合計画後期基本計画の素案について
2月			
3月		<u>第5回審議会（3/18）</u> ・第5次見附市総合計画後期基本計画案について	<u>第5回策定会議（3/1）</u> ・第5次見附市総合計画後期基本計画案について